

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第5回）

令和3年5月14日

【稲畑補佐】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。委員の皆様も、御欠席の方以外は皆様おそろいですので、浜田先生、よろしくお願いいたします。

【浜田座長】 皆さん、おはようございます。ただいまから文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの第5回を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。当初、この会議は、4月27日に開催予定でありましたが、東京都が、緊急事態宣言が発出された関係で延期となりました。また、前は4月13日の開催でしたので、今日は1か月ぶりの開催ということになります。よろしくお願いいたします。

まず、初めに事務局の体制に変更があるということですので、御紹介をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。前は急きょ延期ということにさせていただいて、大変失礼いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。事務局に新たに5月から平木企画調整官が着任しておりますので、一言御挨拶を頂きます。お願いします。

【平木企画調整官】 皆様、おはようございます。この5月から文化庁企画調整課に勤務となりました平木と申します。元は総務省から出向してございまして、これまで地方自治行政に携わってまいりました。直近では鹿児島県庁の方で勤務をしておりました。今後、文化施設を中心とした地域活性化なども考えさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【浜田座長】 よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。4回目の会合でありました前は、学芸員制度とそれに関連する論点について論議をいたしました。本日は、引き続き学芸員制度について論議したいと思いますが、その前にまず先月の4月24日、日本博物館協会が主催して開催されました「シンポジウム これからの博物館制度を考える」について、半田委員から開催結果の概要を報告させていただきたいと思っております。このシンポジウムでは、先日、博物館部会へ報告し

た本ワーキンググループの中間報告等を踏まえ、非常に幅広い館種の方々からこれらの博物館制度についての御意見を発表いただいたとのことで、本ワーキンググループとしても参考にすべき点が多いと考え、御報告いただくものです。私も全報告を拝聴させていただきました。

それでは、半田委員、15分程度となりますが、よろしくお願いたします。

【半田委員】 半田でございます。座長から御紹介がありました4月24日のシンポジウムについては、皆さん御承知のように3月2日に日本学術会議と全日本博物館学会が共催して、「今後の博物館制度を考える～博物館法改正を見据えて～」というシンポジウムが先行して開催されております。そのときは、法改正の中身について、これまでの経緯をたどりながら、学術会議の方が出されている2回の提言を基にアカデミックな立場からの議論が交わされたわけですが、先日のシンポジウムでは、多種多様な日本の博物館を対象に、できるだけ多くの館種を対象として、それぞれの現状を御説明いただきながら、今後検討が必要な法改正を含めた制度の在り方について議論する場という設定をさせていただきました。

今日は、資料1の開催結果の概要を資料として提出させていただいております。プログラムについては、もう改めて御紹介はしませんが、稲畑補佐から検討状況についての御説明、概要をお話いただいた後、それぞれの館種から8人の方に御報告、御発表を頂きました。本来は、実は9人の方をお願いしていて、全国歴史民俗系博物館協議会から御発表いただくという予定だったのですけれども、急にそれがかなわない事情が生じてしまいましたので、今回は8名ということになりました。

御発表を頂いた後、総合討論では京都国立博物館の栗原副館長をモデレーターとして、先日このワーキングから部会にお示した中間報告の中身について、登録制度の対象とする博物館の設置者要件の拡大についてと、新たな登録制度を運用するに当たっての第三者組織の必要性。それから、登録施設に対する定期的なチェックを前提とする更新制度の導入という3つの視点において御意見を頂戴しました。

発表では、それぞれの館種ごとに15分程度で御発表いただいたのですが、とても多様な御意見が出てきたと思っています。これについては、この場でそれぞれ御説明していると時間がなくなりますので、後で資料の方で御確認をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

御発表の中で、特にこれからの法体系、あるいは制度について御要望が出た点について、少し御紹介をさせていただきたいと思います。地域の総合系博物館として美濃加茂市民ミ

ミュージアムの可児さんから御報告いただきましたが、やはり地域の総合系の博物館、これは今回御発表されることができなかった歴史民俗系博物館とも共通していることなのですけれども、特質としては地域固有の文化財をめぐって、地域に密着した活動を積み上げている。そして、歴史民俗系博物館を含めこのジャンルの博物館が、今の日本の博物館の中では一番多い数を占めている、いわゆる裾野を支えている館種とも言えるわけで、これからの制度の在り方については、こうした地域の博物館の社会的存在意義を十分に踏まえて、地域に根差した博物館の存立や充実を支援する法であっていただきたいと思います。

また、学芸員については、今、現場の業務として求められている仕事を考えてみると、エデュケーターとか、コンサーバーとか、様々な博物館の機能の中で専門的な知見を要する仕事の役割が増えてきている中で、現状で現場にいる人たちの研修とか人材育成が現場を盛り立てていく重要な方策として期待をしたいという指摘がありました。

美術館についても、同じような御指摘がありました。学芸員については、専門スタッフとしてのレジストラー、コーディネーター、広報担当という専門性を踏まえた配置、育成が必要だと。併せて専門職としての館長の在り方も考える必要があるのではないかと。

自然史・科学系博物館については、この自然史・科学系博物館のジャンル自体が非常に多様だというお話をお伺いしました。あわせて、現在登録されていない類似施設が非常に多い状況の下で、これから考えていく将来の制度の中で、排除することなく法改正の視野に含めて博物館の多様性というものを前提にして、それぞれの発展につながるような制度設計を望みたいということ、また、中間報告の中にも盛り込まれておりましたが、ハブとなる博物館と、その他の博物館の関係性においては、中核館のようなハブミュージアムがきちっとその周辺にある博物館に対して、館種別の特性に応じたサポートが行われるようにしてほしいと。また、科学館についてもエデュケーター、サイエンスコミュニケーター、解説員等、館種として独自の専門家が重要だという視点での人材育成が非常に重要だということを御指摘いただきました。

動物園、水族館、それから、昆虫館は、特色としては生物系を扱う博物館として、3つの館種とも基本的には博物館の類型にきちっと位置づけていただきたいという点は共通しています。その上で、今、地球環境をはじめ、生物保全、あるいは生き物の保護といった視点で非常に多岐にわたる分野での社会的役割が求められている一方で、その存続意義も問われているという事情もある中で、博物館法にそぐっている基本機能とともに、館種特有の運営の特色を考慮した上で、全体として博物館法にひもづく基本的な規定の整理や、独自の運

用基準というようなものを、うまくバランスをとって作っていかないとなかなか現実の運営に際しての法的メリットが薄いような気がするというご意見がありました。

また、プラネタリウムと公開天文台については、プラネタリウムは大阪市立科学館の渡部さん、公開天文台については南阿蘇ルナ天文台の宮本さんに御発表いただきましたが、渡部さんからは、今回の緊急事態宣言の施設の羅列の中でも、プラネタリウムは博物館の類型として入っておらず、映画館に並んで映画館・プラネタリウムと並んでいるということも、プラネタリウムのそもそものイメージを象徴しているというようなお話もありました。公開天文台についても両方とも他の館種と同じく基本的には博物館の類型の中できちっと位置づけていただきたいという御意見で一致しています。

その上で、やはり専門職員の育成が必要だというお話の中で、公開天文台については、日本公開天文台協会として今回の中間報告を受けての要望を整理していただきました。公開天文台を博物館の一類型として位置づける。学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を要望する。また、財政措置を始め、登録／認証と連動するもろもろの特例措置を検討してもらいたいという点を中心に、小規模施設を始め、現状では自助努力だけでは改善が難しい運営上のアドバイスやサポートが受けられる体制を是非作っていただきたいという内容でした。

続いて、総合討論における中間報告に書き込まれた法改正の3つのポイントについての意見について簡単に説明させていただきます。

1番目の登録についての設置者要件の拡大については、おおむねの同意が示されたと思います。その中で「おおむね」という言葉を使ったのは、外形から質へ変換するという点に関して、株式会社の扱いについてはやはり検討を要するのではないかという御指摘があったところでした。しかしながら、御意見の中では、株式会社、営利団体としてもしっかりと社会貢献やフィランソロフィーに取り組んで博物館経営を立派にやっているところもあるので、そういったところは切り捨てるべきではないという点と、法の運用上の行政的な立場から、とはいえ、そういった株式会社等への補助金の支払などの課題が残るというご指摘がありました。また、そういう課題については、行政的側面からの技術的な検討も必要だろうという御意見が出されました。

それともう一点、国立博物館の扱いについてですが、国立博物館をこの設置者要件に含めることについては、全く問題がなく歓迎すべきことだが、今、博物館法においては、公立博物館と私立博物館に区分されている、その骨組みについて、日本全体のハブ的な機能を担う

べき博物館としては、新たに国立博物館としての役割と機能というものを法的に規定するという方向もあるのではないかという意見が出されました。

2つ目の新たな登録制度を運用するに当たっての第三者組織の必要性については、全ての発表者から賛同の意が示されて、不可欠だという認識が共有されました。一方で、その機能については、自治体の教育委員会等の実態からしても必要ではあるが、地域、館種ごとの特性等を理解したチェックが必要な体制づくりが求められる。よって、第三者組織の在り方を検討していく上では、実態的な組織設計や必要人材の確保、運営に必要な財源等についての検討が不可欠だという共通認識だったと思います。

登録についての更新制度の導入についても賛同の意が示されました。しかしながら、これについては今後検討すべき課題が多く残っているということも共通した認識だったと言えます。それはどういうことかということ、例えば指定管理者制度で運営されている博物館の指定期間との兼ね合いであるとか、長期的な時間を要する博物館の長期経営計画の中における事業の進捗等について、例えば5年とか10年でぶつ切りにして評価や検証が果たしてできるのかといった課題に対して、それぞれの評価指標の設定や期間も含めて、多様な博物館の経営実態に則した更新制度の検討が求められるということであったと思います。

ここまで御説明したように、設置者要件の緩和、登録審査のための第三者組織の設置については、改正する博物館法に盛り込む方向で検討を進められるのではないかと思います。また、シンポジウムが終わった後に実施したアンケートにも様々な御意見が寄せられています。これまで自分は博物館の関係者だと思っていたが、自分が属する館種以外の博物館の実情については、思いのほか知らなかった。紹介された課題や今後の展望について、自分のイメージとは全く違うものもあり、いい勉強の機会になったという意見が多く寄せられました。

こうした意見を踏まえ、今回のシンポジウムを今後に向けたキックオフと位置付けて、今後の検討においては、館種別の課題の掘り下げを進め、総論から各論への発展に向けての議論が必要だと思います。また、日本の博物館の一番多くを占めている歴史民俗系の博物館の実態も、改めて一度把握するべきだと思います。寄せられた御意見の中にも、様々な館種についてのヒアリングをこれから続けていくべきだという御意見が多く出されました。今後のヒアリングの対象としては、今回の館種別組織だけでなく、国、都道府県、市町村などの設置者をはじめ、地域ごとの博物館協会、あるいは博物館のネットワーク等も対象とすべきという御意見を頂戴しました。合わせて、設置者要件で意見の出た私立については、公益財団

や株式会社が直営で運営されている企業系博物館も含めて意見も聞くべきだと、また、これからの博物館を担う、現場で働いている若い年代の人たちの意見も聞く必要があるのではないかという御意見もありました。

一方、関連する法規との整合をとっていくという話が出たが、その課題をクリアして登録制度のメリットにつなげるというのは、方向性としてはよく分かるが、それぞれの法を所管する省庁との調整は言うほど簡単ではないだろう、という御意見もありました。この辺の難しい課題も多いとことを認識した上で、しっかり検討を進めていくことが大事ではないかという御意見もありました。こうした点については、同じ文化庁関連の法律でも、例えば著作権法と博物館法の関係など、今後議論が必要な課題も多くあると思います。現状で、著作権上で博物館として扱われる対象となる施設は、登録博物館と相当施設に限られているわけですが、博物館の現場の人たちが感じている博物館のイメージとは大きなズレがあると感じています。こうした点も含めて検討の必要のある課題は多いと考えています。

これから制度や法の在り方を検討していく上で、館種、設置者、いろいろな方々から状況を聞くのはもちろん必要ですが、国の文化行政を担う組織自体がもう少ししっかりと体制を整えるべきだ、という御指摘もありました。博物館行政が文化庁に一元化されたことについては、博物館業界として大いに歓迎されることだと確信していますが、その文化庁サイドにも十分な専門的知見を有する人材が配置され、しっかりと対応できる体制が整備されなければ、これからの在るべき制度についての検討を、現場との信頼関係を築きながら連携して進めていくことはできないのではないかという危惧を示していただいた御意見は、真摯に傾聴するに値すると思った次第です。

最後に、今後の博物館を評価する制度の導入に際しては、評価指標の中に市民、利用者の視点を充実させるべきだという御意見も重要な指摘だと考えます。今回、多くの館種の方々から、それぞれの状況と今後の検討に向けたご意見をお聞きできたことは、キックオフ的なシンポジウムとしては意義があったと認識しています。

一方で、その中で塩瀬さんも指摘しておられますが、今後、具体的なデータに基づくシミュレーションが必要とされる検討も求められると思いますが、その折には社会教育調査や日博協の総合調査ではフォローし切れていない部分についての新たな調査を実施する必要もあるのではないかと感じたところです。

以上、概要の御報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。

私もお話を伺い、館種によって事情が様々ですので、一概にくくることは難しいと感じております。ただ、この部会やワーキンググループにとっても参考になる意見がたくさん出たと実感しております。

それでは、このシンポジウム報告に関しまして、これから意見交換を行いたいと思います。まず事実関係の確認ですとか、質問でも構いませんので、御意見のある委員から画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただければと思います。よろしく願いいたします。特に挙手がないようですが、このシンポジウムのコーディネーターをお務めになった栗原さんから、もし補足とかコメントがございましたらお願いできるでしょうか。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。大体言いたいことは半田専務から言っていたのですが、シンポジウムの中でも申し上げましたけれども、今回は日博協主催という形で各関係団体からのヒアリングを行ったのですが、早くこのワーキングなり部会として、つまり、審議会としてこういう場を設けるべきではないか。意地悪な言い方をすれば、文化庁が早くやってくれないから日博協でやったというような側面もあるのではないかと考えています。こういう日博協が独自でやったシンポジウムの中での発言と審議会の中の発言というのは重みが違ってきますので、できるだけ早いタイミングでやってほしいと思います。また、少し先走りますと、この後、学芸員制度の議論をするに当たってもやはり、大学関係者、学芸員養成課程で教えている先生と、経営に携わっている方々の2つあると思うのですが、そういう方々の意見も聞かないと、全てこの場で決めるというわけにいかないと思うので、徹底してやっていただきたいということだけ、申し上げておきたいと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問などはございますか。塩瀬委員、どうぞ。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。先ほどの、シンポジウムを開いてくださって、声を聞き始めたのはすごくいいことだと思いますし、栗原さんがおっしゃったように正式にこの部会の中でちゃんと聞けたらいいなと思ったのですが、先ほどシンポジウムでお話をお伺いできたところというのは、現状イメージとしては日本全国の何割ぐらいの声を代表できそうだというイメージなのでしょうか。

館種とかも、今回複雑にたくさんのバリエーションが出た中で、9種類の予定しているうちの8種類の館種からお伺いできたということなのですが、半田さんから御覧になって、広げようと思うと、もう少しこういうところがまだ抜け落ちているかもしれないとか

というイメージで、今回のシンポジウムで網羅できたのをもう 1 回この部会の中で正式にお伺いするといったときに、同じシンポジウムメンバーをそのまま呼べば何割ぐらい網羅してお話が聞けたようなイメージなのか、まだ何か抜け落ちているところがあるのかとか、その辺の感覚をお伺いできたらと思います。

【半田委員】 ありがとうございます。塩瀬さんの御質問、いつも難しくて答えるのが大変なのですが、個人的な感じとしては 6 割から 7 割は抑えられているのではないかなと感じがあります。館種的には、分野的にはほとんど網羅していると思いますが、例えば文学館とか植物園、あと、個人の記念館とか、拾い集めていけば裾野はどんどん広がっていくと思うのですが、全体の傾向は、今回、発表されたところで、もちろん歴史民俗系を除けばという前提ですけれども、かなりの実態は把握できるのではないかと思います。

私を感じているのは、現場サイドの話だけでなく、例えば教育委員会とか、国の独立行政法人や地方型の独法など、博物館を設置して経営をしているガバナンス系の立場の方たちの話もきちっとお聞きして、検討に活かす必要があると感じています。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。

【浜田座長】 そのほかに、いかがですか。佐久間委員，どうぞ。

【佐久間委員】 佐久間です。簡単に。半田さんの御紹介いただいたシンポジウムの中でも国立科学博物館の濱田さんの方が御紹介いただいたりもしているのですけれども、このほかにも全科協が同じようなシンポジウムを開いたり、西日本自然史博物館ネットワークとか、今後動物園、水族館の教育研究会であるとか、いろいろなところでこれから博物館法をもう少し語ろうという動きが出てきていますので、いろいろな形で議論の裾野が、広がってくれる要素はこれからあるかと思っています。それらをここの場にどうやって反映していくかということもまた今後考えていきたいと思っています。

中でも、登録制度をどうするのだ、学芸員をどうするのだ、第三者機関をというところも議論としては色々あるのだけれども、そもそも「どんな博物館にしていきたいのか」という目標像、これから我々もワーキングで「博物館の定義」とか、「目的」とか、そういったところを語っていかなければいけないのだと思うのですけれども、こういったところがまだ見えないよねという声を幾つか頂いたので御報告だけしておきます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では、小林委員，どうぞ。

【小林委員】 半田さん、ありがとうございます。大変興味深い御報告だったと思います。1つすごく下品なことをお聞きするかもしれないのですけれども、この登録制度が何らかの形で緩和される形で、多くの館種の方々も含めて博物館という枠組みの中に入ったとすると、そうしたときにその後にそれぞれの博物館の方々が求めていることというのは、国の政策とか制度が変わっていく中で求めていることって、大枠どうということなんですか。例えば分からないのですけれども、具体的に自分たちの館をよりよくしているための補助金が必要だとか、あるいは博物館の枠組みに入ることによって税制上の優遇措置がより拡大するみたいなこととか、そこら辺の感触でお分かりになることがあればお知らせいただきたいなと思いました。

【半田委員】 ありがとうございます。それは部会でもワーキングでも並行して議論が進んでいる中でたくさん話題にされていることだと思うのですけれども、例えば登録博物館になるとか、形が変わって認証博物館になるとかいったときに、それが利用者にとってどう見えるのかという視点があると思います。言ってみれば利用者については、それが登録博物館であろうが、登録になっていない博物館であろうが、興味があれば行きます、という話だと思うので、そこでのメリットというのは、私はそんなに大きくないと思っています。

問題は、やはり博物館を経営、運営していく上でどういうメリットがあるのかということろに集約されていくのだらうと思うのですが、経営資源と人材と、それから、経営を維持していく体制についてのサポートが、どこからどういうふうに分けられるのを、館種ごとにきちっと考えていくということにかかっているのだらうと思います。

いずれにしても、5,700ある博物館が全て登録、あるいは認定になっていくことは現実には想定しにくいわけですから、その中でどれぐらいの割合の博物館が登録、あるいは認定というカテゴリーの博物館になって、その博物館が社会の中でどういう役割を果たせるのかということを利用者に具体的に示して評価されることによって、そのカテゴリーに属していない博物館も、そこを目指してレベルアップしたくなるモチベーションを生み出す仕組みを作っていくことが大事なポイントではないかなと私は思っているのですけれども、いかがでしょうか。

【浜田座長】 小林委員から何かございますか。

【小林委員】 取りあえず、結構です。やはり簡単に言ってしまうと、経営資源の強化みたいなところなのかなとっていて、それがどういう館種ごとにいろいろな課題がある中で、どういうふう具体的にサポートしていけるのかなということいろいろ考えていか

ないといけないのだろうなと思いました。

以上です。

【浜田座長】 そのほかに、御意見、御質問のある方は、いらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。今日はこれから学芸員制度についてのお話を進めていくことになります。先ほど少し出ました全博協、全国大学博物館講座協議会なのですが、今年は6月12日にリモートで、総会と大会が開催されます。そのときに今話題になっています、この学芸員養成制度について語り合う予定になっております。その場で何らかの方向性が全博協から出されると思いますので、それを受けてまた改めて考えるということも必要かと思えます。また、先ほど佐久間委員からも発言がございましたが、この会全体として、これからの日本の博物館の在り方とか学芸員制度の在り方、その基本をやはりどこかでしっかり柱を立てて進めていかないと、無駄な論議が続いてしまうという心配があります。取りあえず今日の会議が終わった後に、もっと根本的な論議をして詰めなければいけないと、個人的に思っているところです。

それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、次に前回から引き続き、学芸員制度についての論議に移っていきたくと思います。前回から1か月ほど時間が空いてしまいましたので、簡単に振り返りをしておきたいと思うのですが、前回の会議では佐々木委員から新たな博物館士という制度の御提案がありました。また、塩瀬委員からは、現有の有資格者の活用方策についての御提言があったと思います。また、内田委員からは、中間組織論というのが提唱され、地域の人材活用方策が示されたと思います。また、青木委員からは、学芸員補の資格制度についての提言がございまして、短大の資格制度化も1つの方策としてあるのではないかという御提案等を頂いております。もし違っている内容があれば、後で補足をお願いしたいと思いますが、それらに基づきまして、まず事務局からこれまでの論議を踏まえた論点の整理等について、説明をお願いしたいと思います。お手元の資料を見ながら聞きたいと思います。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。では、資料2、ページ番号で言うと9ページを御覧いただけますでしょうか。座長から御紹介いただきましたとおり、これまで学芸員の議論を1.5回続けてまいりまして、方向性を事務局試案という形で提出させていただいているのがこの9ページでございます。

冒頭の半田委員からの御報告にもありましたけれども、日本学術会議からの提案で示さ

れていた学芸員の階層化という論点には、その日本博物館協会のシンポジウムで御意見を聞かれた結果、階層化には反対する意見が多かったと。むしろ、ほかの機能ごとの専門職を求める意見が多かったということですが、この点については非常に論点が多い、かつ多様であると認識いたしました。大きな方向性の点、細部の設計の点についてもそうですし、あるいは法制度上も検討すべき課題が非常に多いと考えてございまして、最初の1.の最初の黒丸のところ、学芸員資格制度の在り方の見直しについては、拙速な議論を避けて、この段階で数回の論議で方向性を出すというのではなく、中長期的な課題として捉えて引き続き博物館部会において検討を続けていくということとしたいと考えております。

他方で、前回、青木委員から御提案いただきました学芸員補、佐々木副座長から御提案いただいた内容も学芸員補と関わる内容であったと認識しておりますけれども、学芸員補については、この大きな学芸員資格制度の在り方とは分離して議論できるのではないかと考えてございます。手をつけられるところは手をつけたいという思いは変わりませんので、この点については引き続き検討してまいりたいと考えております。ただ、前回、原委員から御指摘もありましたとおり、現場への影響はきちんと精査すべきであると考えてございますので、現在の活用の実態と改正による主に行政上の影響については、きちんと調査して影響をアセスした上で方向性を打ち出したいというのが2つ目のポツでございます。

他方で、学芸員資格制度全体は、この登録制度の見直しとは別トラックでというのが最初の1.でございましてけれども、他方で、この登録制度を刷新するに伴って対応すべき点があるのではないかとというのが2目と3目です。まず、登録制度、新たな審査基準とも関わる話です。新たな審査基準の項目の1つとして館長に求められる資質でありますとか、学芸員の配置、その他専門的職員の配置の在り方については、当然、今後審査基準を議論していく際に議論になると思っておりますけれども、ここで先駆けて学芸員に関する論点の1つとして、是非御意見を頂きたいと考えてございます。

2目は、前回、様々に御提案いただいた内容は、中核となる館を中心としたネットワークの形成について、これまで様々に議論を頂いておりましたけれども、このネットワークの形成の文脈で例えば内田委員から御意見を頂いた専門人材を共有するでありますとか、有資格者を活用して博物館に関与する者を増やすでありますとか、あるいは佐々木副座長から御提案いただいた博物館士の論点でありますとか、これを具体的な制度設計として、今後登録制度の詳細な制度設計の際に巻き込んで考えていってもよいのではないかとというのが2目でございます。

3.目は、先ほど半田委員からの御報告にもありましたとおり、学芸員制度そのものはともかく、現職の学芸員の資質向上については論を俟たないところであると考えてございまして、この改正に伴って、この点についても是非御議論いただきたいと考えております。現在、法律の制度上は、法第7条、次のページに法律を引用させていただいておりますけれども、法第7条では文部科学大臣及び都道府県が学芸員及び学芸員補に対して資質向上のために必要な研修を行うよう努める。いわゆる努力義務の規定が置かれておりますけれども、この点についても現職研修の一層の充実の観点から、今できることは何かという点について御指摘いただきたいと考えております。

更に今回、登録制度を大幅に見直すことに伴って行政上の負担も、都道府県、地方行政上の負担も非常に大きくなるものと思っておりますけれども、この点に関しても研修の充実が必要なのではないかと考えております。これが制度試案、9ページの説明でございまして。

次のページからは関連する資料をざっと並べておりますので、これからの議論の参考にしていただきたいのですが、10ページは法律の現在の規定、職員に関する部分だけを抜き出して抜粋しております。下の方には、博物館の設置及び運営上の望ましい基準の中の職員の部分を引用しております。次のページは、博物館法施行規則における職員に関する部分です。

更に12ページには、これまでも何度かこのワーキンググループでも御紹介させていただきましたけれども、2017年、日本博物館協会において調査研究、提案された新たな登録基準のイメージを引用させていただいております。今後、質の審査に関して様々に御質問を頂いておりましたけれども、今後、その審査基準の外形的基準から質の審査への転換というときの質とは何かということに関しては、この新たな登録基準を下敷きにして今後議論していくことになろうかと思っておりますけれども、この右側、7番目に職員の規定が、こちらもございまして。今後、新たな登録基準においては、職員の在り方についても一定の審査を行うべきなのではないかと考えてございまして、この点についても審査、御議論いただきたいという内容でございまして。

13ページは、これは今まで何度かお見せした資料ですけれども、学芸員・学芸員補の現在の制度の見取図でございまして。特に今回、論点として提示させていただきました学芸員補の関わる部分について赤字で示させていただいておりますけれども、左側の部分だけではなくて右側に今現在、文化庁で行っている、いわゆる試験認定、審査認定の制度も併せて記載しておりますが、ここに学芸員補は引用されて使われている部分が多いです。

次のページも見ていただきますと、前回、原委員から御質問いただいた学芸員資格の認定合格者数、つまり、先ほど御紹介した文化庁でやっている試験認定と審査認定の合格者数を分類別に示したのがこのページでございます。赤で網かけているところが学芸員補に関わる場所ですけれども、非常に少数ではあるのですけれども、毎年のある一定の人数がこの制度を使って学芸員の資格を得ていただいているということが分かるかと思えます。このようなところに影響を配慮しつつ、次の議論をしていきたいと考えております。

次のページは配置のデータです。15 ページは学芸員の現在の登録博物館、相当施設、類似施設、それぞれの類型における配置人数を示したものでございます。現在の制度では、学芸員、登録博物館については学芸員が1名以上配置されている必要がありますけれども、実態としてはゼロ人、配置されていないところもかなりの数存在していることが見て取れようかと思えます。恐らくこれは更新制度がないという論点とも関わってくるのですけれども、今後の配置を御議論いただく際には、現状を出発点として非常に重要なデータなのではないかと思えます。他方で類似施設を見ていただきますと、当然ながらゼロ人のところが非常に多いです。なので、登録博物館における学芸員の設置という規定は、一定の効果は発揮しているということが、ここの比較では見て取れるかと思えますけれども、必ずしもこれが100%遵守されている状況ではないということでございます。

次、16 ページは学芸員補の配置数です。これは先ほども申し上げたとおり、ほとんど学芸員補として採用されている数はないという現状ですけれども、ただ、ゼロではない。多くても2桁ですけれども、学芸員補として配置されている方、一定数いらっしゃいますので、ここへの影響というのは丁寧に検証していかなければいけないということでございます。

最後、17 ページは研修事業、これは前回は出ささせていただいた資料でございますけれども、現在、文化庁の主に企画調整課で行っている研修の見取図です。キャリアに合わせて、新人、若手、中堅、管理職のキャリアに合わせてマッピングしたものでございますけれども、このほかに次の18 ページから22 ページまで様々な専門的観点からも研修を行っているという状況でございます。このような現在の状況を見ながら、ここが足りないとかいう御意見を是非いただければと考えております。

事務局からは以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

今日は、事務局から具体的な資料を、何点かお出しいただきましたので、後の論議で是非活用していただければと思っております。私もこの資料を見て驚がくしたのですが、登録博

博物館で学芸員ゼロ人が一番多いことにちょっとショックを受けました。それから、相当施設の4割ぐらいでしょうか、学芸員がゼロというのは、これは由々しき問題であると思いました。

さて、今日はこれから論議を進めるに当たりまして、私から幾つか御提案したいことがあります。実は前回の論議が、少し足踏みしてしまったという個人的な反省もございまして、論議を進めるために少しこれまでの内容を整理させていただいて、更にこれから我々は何を目指して進めていくべきかということペーパー2 ページにまとめさせていただきました。それを御覧いただきながら、これから説明をしていきたいと思っております。

全体としては、7項目掲げさせていただきました。私のメモとしては、学芸員論議の方向性とワーキンググループの今後の検討課題についてという形でまとめております。まず1点目ですが、佐々木委員から提案のございました博物館士という新制度に関してです。博物館士という新名称制度について、社会教育法や図書館法などの他の法制度との関係を踏まえて、その称号としての実現の可能性について、これは果たして可能なかどうかということ事務局から御提示いただかないと、なかなか前に進められない論議であると考えており、後で事務局の御意見もお伺いしたいと思っております。

ここで掲げている博物館士なのですが、社会教育主事資格を前提とした社会教育士と今回の論議の博物館士は、その資格の取得の方向性がやや異なるように思われます。今回は少ない単位での資格付与ということが考えられておりますが、それが果たして資格付与として可能なかどうかということも、事務局に一度確認した上で論議をしていく必要があるかと考えております。これらについては、個人的意見なのですが、法改正というよりも、むしろ省令レベルもしくは第三者機関による新資格という方向性が現実的論議として展開が可能ではないかと思っております。

もし少ない単位の資格制度が実現されるのであれば、学芸員資格から更に門戸を広げて、現在、大学という枠組みに入っている資格制度を、短期大学士、あるいは準学士、更に専門学校で専門士、高度専門士も対象とした幅広いものにするということが望まれるのではないかと思います。この背景として、例えば動物園の飼育員は動物専門学校を出てから従事することがありますので、そういった対応も可能になってくるのではないかという考えから、こういったことを書かせていただきました。

そして2点目ですが、前回、青木委員からも御提案がございましたが、第6条関係の学芸員補に関してです。現行の法令では、この学芸員補については、大学に入学することのでき

る者は、学芸員補となる資格を有すると書かれています。つまり、高校を出れば学芸員補という資格が与えられるということになっておりまして、これは資格制度としてはいかななものかと個人的に思っております。つまり、資格制度としては、もう既に今日的ではなく、これは博物館法制定当時、高卒者の救済策ということで多分設定された条文と思われるので、これは明らかに見直さなければいけないと考えるところです。

一方で、前回、原委員から御発言がございましたが、この条文がなくなると困るという現場もあるということは承知しております。ただ、学芸員補という職名を考えますと、各自治体等の発令行為によって任意になされているケースが多いのではないかと考えます。私も博物館に採用された当初、学芸員補という職名を1年間与えられておりました。そういったことを考えますと、現実的には大きな支障とはならないように個人的には考えております。もし資格制度として、今後も学芸員補というものを残すのであれば、必ず博物館学を学んで取得すべきものであると個人的には考えております。その場合の方策なのですが、青木委員からも御提案がありましたように、短期大学士のほかに、先ほど少し触れました例えば専門学校で専門士、あるいは高度専門士も対象とすると、更にその業務系の博物館関係従事者に適用できる資格制度になるのではないかと考えているところです。

3点目ですが、博物館法第4条、第5条に関わる問題で、従前から話題になっております学芸員の上級資格制度についてです。学芸員という資格制度の中で、法的に上級資格を新設することが現実問題として果たして可能かどうかという方向性についても、やはり事務局から一度御意見を頂く必要があると考えております。資格制度の階層化ということで、これは司書や社会教育主事とも関わってくる制度問題であると考えているところです。

現行の学芸員制度に法律で上級資格を位置づける必要性が、果たして現段階であるのかどうかということとともに、博物館現場ですとか、あるいは私たちのような学芸員養成大学の支持が果たして得られるかどうかということを考えていくと非常に厳しい課題のように思われます。1つの解決策として個人的には、例えば国立公文書館が行っている認証アーキビスト制度ですとか、日本図書館協会が行っている認定司書制度のように法の外に位置づけた実務経験を踏まえた第三者機関等による認定制度という在り方もあるのではないかと考えております。それが1つの解決策かと個人的に考えるところです。

次に、2ページ目になりますが、4点目として第7条に係る学芸員の研修制度についてです。先ほど事務局の説明にもございましたが、研修制度についても社会教育法や教育公務員特例法などを照らしながら、強化する必要があると私も考えるところです。研修制度の

強化については、多くの自治体や小規模館では財政難、あるいは人員不足を背景に出張を伴う学芸員の研修会の出席に消極的なケースがあるものと見られます。私が勤務していた博物館でも、そのようなことは時々あったりいたしました。しかし、業務の多様化、あるいは高度化に対応するためには、それを法的に保証していくということは必要であると思ひ、第7条には、もう少し強い口調の条文が必要かと考えております。また、新しい認証制度等に対応するためにも、博物館事務を担当する職員を対象とした研修の充実ということも欠くことができないと考えております。従来、学芸員を対象とした研修会が多かったのですが、博物館で働く者全てが研修を受ける機会を設ける必要性を感じております。

次に、6点目ですが、ここからは今後のことに関わる問題です。まず今後の我々の検討事項等についてなのですが、部会との関係性についてです。ワーキンググループで検討した技術的・具体的内容について、博物館部会においては大所高所の観点から論議の方向性をチェックしてもらうなどの対策をとり、部会とワーキンググループが意見の重複がないように役割分担を明確化して論議が進められたらよいのではないかと考えております。私自身も部会の部会長代理を務めておりますので、ワーキンググループと部会との調整をもう少し具体的に図っていきたいと考えているところです。

ワーキンググループは、今回で登録制度について2.5回、そして学芸員制度について2.5回論議したということになります。今後、改正すべき条文の確認等を行うという作業も必要と思われる。今後は、これまで5回の論議に基づいて具体的にどこの条文を変更する必要があるのかという論議も必要になってくると考えているところです。

そこで7番目、条文の具体的改正についての、これは私の私案なのですが、これまでの論議から現行の博物館法にある第5章の相当施設制度というのは廃止して、第2章の登録制度の中で見直しを図ることになるかと思われまふ。国立博物館も博物館法に含めるということであれば、当然、それが必要なわけだ。それを踏まえると、第3章の公立博物館、第4章の私立博物館という区分の見直しも必要になってくると思われまふ。国立博物館の章を設けるといふのも1つの方策かと思われまふし、あるいは指定管理者制度等の導入を踏まえて、従来の設置者区分、国立とか、公立とか私立という形ではなくて、運営主体による区分方法も検討の必要があるかもしれないと考えております。これらを眺めていくと、つまり、博物館法を全章にわたって、考え直さなければいけないということになるかと思われまふ。

そのほか、個人的には国民に博物館への認識や関心、あるいは理解を高めてもらうため

に、市民社会における博物館の存在意義ですとか、博物館活動への市民参画、あるいは市民との共同に関する条文も必要であると考えます。例えばですが、博物館法に前文を設定するとか、もしくは博物館法第1条にそれらを描くことができないかと考えております。こうした論議も、このワーキンググループで必要ではないかと個人的には考えているところです。

最後になりますが、各団体へのヒアリングということが従前から話題になっておりました。今後、第6回以降のワーキンググループにおきましては、関係諸団体からお話を聞かせていただき、博物館に共通する社会的意義や目的などを見いだしていき、新しい博物館像や定義づけを考えることができたらいと考えております。前回の日博協のシンポジウムで、各館の事情を細かく聞いていると統一させるのは大変難しいと思うところはあるのですが、ただ、やはり博物館とは何かという最大公約数をこの際にしっかり捉えて、第2条の定義づけの変更ということも進めていかなければいけないのではないかと考えております。

ということで、第1章から第5章まで全ての章にわたって条文をやはり変えていかなければ、今回の博物館法改正は成り立たないのではないかとというのが私の個人的な意見ということになります。こうしたことに基づきまして、今日皆さんから御意見を具体的にいただけたらと考えているのですが、実は佐久間委員からもこれに関連して、もう少し具体的な「博物館の組織・学芸員の位置づけについて」というペーパーを頂いておりますので、これを御紹介いただいてから具体的論議を進められたらと思っております。

では、佐久間委員、よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 佐久間です。説明の機会、ありがとうございます。前回の議論を聞いて、何がしか私の思うことをまとめておこうと思って書いたペーパーになります。割と事務局の中で取り込んでいただいた部分もあるのかなと思っているので、重複するところもあると思うのですが、4条関係、博物館の組織に関してというところで幾つかの点を挙げさせていただきました。資料4になります。通し番号で言うと25ページからになります。館長の資質というところで言いますと、やはり2項に館務を掌理し、博物館の任務の達成に努めるとなっているんですけども、任務よりやはり現代的に言うと目的、ミッションみたいな形になるような形になりますので、こう変えたいなという思いを書きました。

それと、そうしたことの中でやはり館長に対して、博物館のガバナンス、マネジメント能力を示すということで、学芸員資格を持っているか、あるいは持たない場合には所定の館長研修を受講することを本当に義務化してもいいのではないかなということを考えて書きました。

そのほか、先ほどからありました、各種博物館からもありましたように、様々な職種の専門スタッフが必要だということを博物館法の中にも書いていった方がいいと思います。同時に学芸員というのが資料の責任者であるということを何か明示したいなとも思います。その辺りのことを書かせていただきましたが、5のところというのでは、学芸員補ということはどういうふうな位置づけにするのかということとは、この後の議論だと思うのですけれども、ここでは一度、学芸員補という形を、一旦言葉を抜いている形にしているのですけれども、資料、研究、利用者とのコミュニケーション、事業推進を担う専門職員という形で開いてしまってもいいのかなという気はしています。それら専門職員は、学芸員及び館長の職務を助けるという形で、博物館の組織体制として位置づけていくということを考えました。

ここで、こういった専門職員及び学芸員は館長を補佐するという形にするのがいいのか、資料の責任者としての学芸員ということをきちんと位置づけるのであれば、館長とともに補佐される対象としてという形に位置づける方がいいのか、そこら辺は議論の点だとは思いますが。詳しくは、また資料を見てください。御議論ください。ここには、ここまでの議論ではないのですけれども、博物館の内部組織だけを博物館法の中で言及するのがいいのか、自治体の所管部門の役割、責務とかということをどこかで触れないといけないのではないのか。設置者の責務、実際の責務、国の責務みたいなことをどこかで博物館の目的であるとか、その法の体系みたいなところで語らなければいけないのではないかという気がします。

それから、支援組織の育成みたいなところをもう少し書かないといけない。諸施設との連携というのは書かれるのですけれども、市民参画というのも博物館の重要な要素なのだとすることをもうそろそろ法の中にも書き込んでもいいのかなということは思っています。具体的書き込みまでは必要ないですけれども、そういうことが必要だということは書くべきだと思います。

学芸員資格に関して、学芸員補が任用のつなぎ以外、有名無実化しているのではないかと書きました。先ほどの表の中でも各自治体が配置している学芸員補というのがかなりあるんですけれども、あれが学芸員への遷移の途中、学芸員に移っていく途上なのかどうなのかということを実態をつかみたいのですけれども、もし変わっていく途中層なのだとしたら、例えば専門職員という形でちゃんと位置づけをできれば6条を廃止してもいいのかなということを考えました。短大とかの養成の話はあるんですけれども、例えば5条1項の第2号にあるようなことを学芸員補ではなく、単位を取得して3年以上、資料を扱う専門職、この「3年以上資料を扱う専門職」というのは「学芸員補の職に3年あった者」という現行法を

言い換えているわけなんですけれども、このようにしっかり置き換えれば、短大における学芸員単位というのは無駄にはならないと思います。専門職員を経由して学芸員になるためのステップとしてこれを養成するみたいなことを考えました。

同時に言いますと、この5条1項3号のところに相当職種の在職経験や学位というような、先ほどの法での試験認定であるとか、資格での認定ということ、学芸員の認定のところですけども、こういったところも在職経験とか学位を持っているということだけではなくて、研修などを追加する必要があるのではないかなと私は思っています。研究職として学位を持って、それで博物館に移って3年で博物館界全体を見通すような学芸員資格的な素養が身につくとは思えないので、やはり最小限、研修的なところを義務化した方がいいかなとは思っています。それは高度な専門を積んだ人材が博物館に来ることを阻むものではないと思いますし、そうした人材が博物館界で活躍してもらうために必要な要件なのではないかなと思っていますので、そうしたことも検討していただきたいのですけれども、これはもう法ではなく、政省令などでの対応で十分だとは思っています。

7条の学芸員の研修については、もう皆さんおっしゃっていただいたように、充実させていかなければならないところだと思います。対象を学芸員及び学芸員補だけではなく、博物館職員など関係者にも広げた方がいいと思っています。これは先ほどの専門職員というのを広げていく方がいいということとも軌を一にするのですけれども、博物館経営論的な話でいくと、本当に総務系の職員も必要ですということを考えています。「提供していただければならない」と「努めるものとする」から、やはり強化する方がいいと思いますし、研修の実施義務が都道府県になっているんですけども、登録事務が都道府県と政令市になっているので、ここはどちらかに統一するような整合性をとる方がいいかなと思っています。正に私がいる大阪市というのは、登録は大阪市なのですが、研修義務は大阪府にあるようなはずなのですけれども、どちらもやらないというような状況になっているというところなんです。

現場ニーズに応えた研修のためには、関連団体や研究機関と連携するというようなこともありだと思います。全部が文化庁がやらなくてもいいと思っています。

最後、佐々木氏の提案にという博物館士の話ですけども、私は、ここで一番気になっているのは、大学任せの養成ではよくないだろうと思っています。博物館現場が養成に、ここに関わらなければ本当に博物館のサポーターになっていかないと思うので、この辺は時間をかけて議論をしていきたいと私は考えています。

以上です。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。

条文に即して具体的な御提案が出てきたように思われます。これから論議を進めたいと思うのですが、その前に、すみません、私からの質問事項で事務局にまずお答えを頂きたいと思っています。最初に博物館士という新制度についてですが、従来の論議の中では8単位という単位制度で意見が出ましたが、そうした資格制度を設けることが他の法と関連させて可能かどうかという点がまず1点。

それから、もう1点が学芸員の階層化ということが日本学術会議からも論議が出されているところですが、他の資格制度を勘案して果たしてそのような資格の階層化というのが現実的に、法的に可能かどうかという、その2点について、まず事務局の見解をお聞かせいただけないかと思っております。いかがでしょうか。

【稲畑補佐】 事務局でございます。御質問の件、なかなかお答えするのが悩ましい問題なのですけれども、純粹にまず技術的な点からお答えいたしますと、当然、可能でございます。ただ、国の行政改革の文脈からは、法律において新たな資格を創設することにおいては非常に抑制的である、抑制的であれというような大きな方針がございますので、あとは、その資格の必要性をどれだけ世間に説得的に説明できるかというところにかかってこようかと思えます。

その観点からは、前者の博物館士のところはともかく、後者の上級資格という点では、前半、半田委員からも御説明がありましたとおり、必ずしも現場の全てから求められているのではないのだということであるならば、そのような説得的な説明は難しいのではないかと思います。他方で、前半の博物館士の方、座長がおっしゃるような法改正というよりも省令レベル、今、社会教育士は省令レベルでやっていますけれども、その省令レベルでやるということであるならば、そのような規制はかかってきませんので十分に可能な、技術的な可能なことだと認識しております。

【浜田座長】 どうもありがとうございました。少しすっきりした感じがいたします。

それでは、これまでの私や佐久間委員の発表を踏まえまして、意見交換を進めていきたいと思えます。まず、御意見のある委員から画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。また、オブザーバーの方々につきましては、御意見を賜りたい際にこちらから指名をさせていただきますので、それから発言をお願いいたします。

では、半田委員、どうぞ。

【半田委員】 ありがとうございます。学芸員の上位資格の件ですが、稲畑さんも日博協のシンポジウムで、どうやら現場はそっちに向いていないというような御説明があったのですが、私は基本的に学術会議の方が示された方向というのは間違っていないと思っています。ということをもっと申し上げておきたいのですけれども、現場の意見も、学芸員が質的向上を図っていくとか、あるいは高度化に向けて努力していくとか、そういった方向については、全く異論はないと思っています。

ただ、それをどういうふうに制度的に位置づけていくのかについては、言葉の問題もあるのではないかと考えていて、目指す制度や在るべき姿を共有した上で、それをどのような言葉を使って表現していくのかというところの議論が足りていないのではないかと思います。学術会議の提言の2つのポイントは、学芸員の上級資格の設定と、博物館自体の一種、二種の区分けがポイントだったと思います。後者の博物館の方の一種、二種についても、表現する言葉は変わりますが、シンポジウムでいろいろな館種の方々と議論した中でも、ネットワーク化というのは非常に不可欠な大事なポイントだということは共有されているわけです。そのネットワーク化を具体的にしていく中では、ネットワークの中核になるハブ的な博物館と、そこをサポートして、サポートを受ける側の博物館が、対等な立場の関係の中で連携するネットワークのイメージについては全く異論がないと考えていて、そこは学術会議の方向と現場の認識が基本的にずれているということはないと思うんですね。なので、そこはもっと議論を深めながら整理していった方がいいのではないかなと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいまネットワーク化のところまで話が及んで御意見がございました。そのほかに御意見はございますか。では、こちらから御指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。まず、佐々木委員から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【佐々木座長代理】 ありがとうございます。提案した博物館士の議論は、座長も事務局も整理していただいているので、今後の詳細検討ということになります。どうもありがとうございました。

今回、整理し、御提案いただいた中で研修について一言申し上げたいと思います。基本的に浜田座長と佐久間委員からの御提案に大賛成でありまして、ともすると学芸員養成が大きな問題なので、そちらに目が行きがちですが、佐久間委員も御指摘のとおり、現場に即効性があるのは現職研修なのではないかと思っています。これ、文化庁の資料17ページです

か、体系図をお示しいただいているのですけれども、これを見ると新人のところはすっぽり抜けているんですね。初任者研修がきっちりしていないというのが現状です。

実際、そういう初任者研修がないので、博物館現場に入った人が博物館法を読んだこともない。「望ましい基準」を知らない。日博協の作った行動規範、聞いたこともないという人がおそらくほとんどなんですね。学生の頃に聞きかじった人がいるかもしれませんが、学生の頃に博物館に関わるかどうか分からなくて漠然と聞いたことと、実際現場に入って当事者として関わる中で吸収することは全く違うのではないかと思うんです。ですので、初任者研修は急務であると考えていまして、でき得ればほぼしっ皆でやるぐらいで作っていけないものかと考えています。

とはいえ、なかなか人が出せないという現状もあるのは承知していますが、できれば都道府県単位で県博協のようなネットワーク組織と、学芸員養成している地元の大学と組むような形を作る。現場からの発信と大学の博物館概論のエッセンスをうまく融合させ、最新の政策や、ミュージアム界の動向、また、様々な支援策も文化庁さん頑張っ随分増えていますので、そういった実利的なことも含めたしっ皆研修のようなものを毎年やる。在職して半年ぐらいたたないとピンとこないと思うので、1年ぐらいたつ前後でやる。

これをやると基礎的なミュージアムリテラシーが本当に向上と思います。対象は学芸員だけではなくて当然職員全般にわたる。事務系、管理系含めてというふうにした方がいいと思います。

リテラシーの共有は当然として、新しく入った人には、地域の同期というんでしょうか、同じ時期に博物館現場に入った人と顔見知りになり、研修講師を務めたベテランの学芸員や、大学の先生と顔見知りになり、関係が出来ます。そういった関わり、つながり、これが後にすごく生きてくるのではないのでしょうか。養成制度よりも注力すべきなのは、実は研修なのではないかと最近強く思っているところです。ありがとうございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま佐々木から現場の学芸員の研修制度について御意見が出てまいりましたが、実際の現場の美術館に関わっていらっしゃる竹迫委員、もし御意見がございましたら、養成制度も含めましてお願いしたいと思います。

【竹迫委員】 ありがとうございます。シンポジウムの御報告とそれぞれの方の御意見で、何かようやく法制度の検討と現場と少し近づいたかなというのを私は正直感じていま

す。何よりも異口同音に何度も皆さんがおっしゃってくださっている学芸員の資質の向上が目的なのだという視点を明確に持って、現状を切り捨てるのではなく学芸員も資質向上のための法改革だということの前提を忘れずに行きたいかなと思います。階層化に関しては、やはり現場にいる者はどういうことなのだろうというふうに思うところがありますので、それは何のために必要なかというところをもっと整理した上で議論、俎上にのせていく必要があるのかなと思っています。

それで、今日お話を聞いていて、最初に学芸員という存在とその役割は何なのかということをもう1回このたびの法改正の中では整理していく必要があるのだろうと私も思います。それで、何度も同じようなことを言っているんですけども、研究、作品、資料の収集・管理をメインと考えるとしても、例えばアメリカは一口に学芸員と言ってもキュレーターという存在以外にコンサバターがいてエキシビットマネージャーとかデザイナーとか、いろいろな役割を持つスタッフが学芸職としているのですけれども、日本の場合はそういうような専門性のある複数の学芸スタッフが持てる美術館、博物館は本当に限られていて、規模が小さくなればなるほど、さまざまな役割を兼任していきますので、その辺りの現実的なものも含め、さらには、マネジメント、経営に関する専門性も求められますし、例えば作品購入のときの購入交渉、本当にアート市場のことも知っていなければいけないしというようなこととかも含めて、総合的な役割を担う学芸員というものをどうこの法律の中で位置づけていけるかということがまず大切だと思っています。

養成機関の問題と、それから、みなさまそれぞれが何度も言ってくさっている、現職の育成ということに関しては、本当に本気でやらないといけないことだと思います。これは法律でなくても法令でということですので、本当にいろいろなやり方が考えられるのではないかなと思うのですけれども、私は例えばファンドレイザーとしては認定ファンドレイザーという民間資格というのかな、民間認定をもらっていて、その認定資格というのは5年間で何単位を取っていかないと次の更新はないという制度です。例えば、そういうようなことも含めて本気で館の中で学芸員や美術館職員、博物館職員が勉強できるようなことを法令できちんと定めていきながら、義務ではあると同時に、それは自分自身を向上させることなのだと思うような理想、資質を高めて、自らも質を高めていきたいと思います。法律になっていくと私はとてもいいかなと思っています。

あわせて、市民参加に関しては、何か法律の下のところに入るよりは、この博物館そのものの定義とか、博物館法が目指すものというところに「市民とともに」ということがやっぱ

りうたわれていかなければいけないのではないかなと感じていますので、その点をつけ加えておきます。先ほど小林委員が質問された登録になることのメリットに関して、また時間があれば私見ですけれども、少しお話をさせていただく機会がまた別途あればと思いますので、学芸員に関しては以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

塩瀬委員、挙手がありますので、お願いいたします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。先ほどちょうど市民参加の話があったので、これは浜田ペーパーの7.のところに関わるところで2点お話しさせていただけたらと思います。これはちょうど佐久間委員も御指摘されていたかと思うのですけれども、市民社会における意義の部分と市民参画に関してなのですけれども、これは正に ICOM の 2019 年のときの定義案の中にもあったかと思うのですけれども、「市民社会との連携」という部分であったり、あと「対話」という言葉を加えようと提案されていたことはすごく大きなことで、これまではやっぱり発信だったり、教育、普及という博物館側からの、どちらかといえば一方通行の発信に近かったと思うのですけれども、そこに「対話」という言葉に踏み込んだり、「様々な声に耳を傾ける」という表現が加わったということは、博物館が何を目指すかということそのものになるかと思っておりますので、それがあってこそその登録／認証であったり、学芸員がどの仕事を担うのかということなので、その言葉に本当にちゃんと日本も法律の定義の時点で向き合うということを表明するかどうかということをちゃんと議論することが大事だと思いますし、その中で ICOM の定義案の中に「未来の世代」という言葉も加わっていたと思うんですね。

それは多分、今いる市民社会との対話だけではなくて、「未来の世代」に向かうからこそちゃんと残すということが、多分、意義づけられると思っておりますので、そこがあってこそその博物館の定義、学芸員の定義というところに立ち返るという意味でも、この部会、ワーキンググループの中でも議論できたらなと思います。それがあってやっぱり「包摂」とかという言葉も取り入れるかどうかに関わってくるのかなと。

もう1点も浜田ペーパーの7.のところでお議論されていたことかと思うのですけれども、設置に関してなのですけれども、例えば「大学との連携」は学芸員を育てるという意味での連携もより密にしていけないといけないと思いますし、あと、大学博物館というところを考えたときに、さきほどの設置なのか、運営なのかと考えると、大学自体が国立と公立と私立の設置形態がありますので、大学博物館という館種で区切ると、どちらかという機能的区

分に近くなってしまっていて、設立で言うとみんな国立、公立、私立があるので、どっちで今回議論すればよいか分らなくなるなどと思ひまして、そうなる今までの公設、公営としてあった区分と公設民営もあろうかと。現在の法律制定時とは異なつて、今は多様な運営形態が出てきていると思ひますし、PFIとかだと民設公営もあろうかと思ひますね。

そこら辺が全部ややこしくはなつているのですけれども、多分、大事なのは、この資料、「貴重な資料が次の世代に残ること」だと思ひるので、企業さんの中でも、企業立もすごく立派な美術館、博物館も実際あると思ひますけれども、皆さんが多分懸念されているのは、結果、節税に使うのではないかと、そういう会計上の区分とかというところさえ取り除ければ、どんな人でもいいから資産を次の世代に残して下さるならいいような気がするので、博物館、美術館の本来の立ち位置と、それを誤用されないことだけをきつちりと何か分けられたら、議論の中で公設民営、民設公営とかというのも区分としてちゃんと入れておかないとまずい気がします。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思ひます。

そのほかに御意見はございますでしょうか。今日まだ御発言のない内田委員、いかがでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。私、意見というより少し心配というか、大丈夫かなと思ひるところがありました。シンポジウムの報告をお聞きしていたときに、館種ごとの違いがすごく大きいというお話があり、また、浜田先生のペーパーの最後のところで新しい博物館像、これも館種ごとに大きな違いがあるので、最大公約数を何とか作らなければという話がありました。一方で学芸員制度に関して、上位資格というふうにと考えると、ベーシックな資格に比べると専門性が高くなりますよね。そうすると館種をまたいで通用する上位資格というのがどんどん専門性が高くなると何かすごくイメージしづらいような気がしています。

なので、館種をまたいだものは上位資格ではなくそれぞれ専門の細分化された別な資格体系というのがあるべきなのではないかなと思ひています。それが、国が認定する資格なのかどうかは別としてですね。そうすることによって事務局の試案のところに書かれています専門人材を複数館で共有するときに専門の資格を持っているということが、その目印にもなると思ひますし、実際に現場で働く学芸員にとつても、その専門資格を持って、例えばいろいろなところに渡り歩いてキャリアアップをしていくというようなことにもつながる

と思いますので、上位資格というよりは、次にあるべきものは、きっと細分化された専門資格の体系の方がいいのかなとお話をお聞きして思いました。

以上です。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。上級資格が果たして国家資格で必要かということは従前から言われているところですので、的を射た御発言だったかと思えます。

続きまして、まだ御発言を頂いていない方から、まず青木委員、お願いできるでしょうか。

【青木委員】 いよいよ少しずつといいましょうか、いよいよ具体的な議論になって嬉しい限りであります。先ほど浜田座長から示された第6条関係であります。この短期大学士のほか、専門学校の専門士、高度専門士も対象とする件であります。これは非常にいい案であると思ひ、賛同させていただきます。もちろんこれには専門学校等々において、現行であれば文科省令の法定科目である9科目19単位を取得した上での話であるはずであります。これはとにかく博物館専門職員の裾野を広げる意味ではすばらしい案であります。

それから、佐久間先生からの第7条でありましたか、学芸員の研修というところであります。これに関しても賛同するところであります。以前の会議だったか、私も発言させていただきましたけれども、いわゆる博物館においては、学芸員、事務職、事務系学芸員系という、そういう縦割り、必然的に起こるとしましても、事務の人も学芸員資格を持っていることも重要であるというようなことも述べさせていただいたかと思ひます。その意味でも、この研修において学芸員及び博物館職員などの関係者ということに記載するという必要は必要であろうかと思ひます。

それからあと、お恥ずかしい話なのですが、基本的なことで1つお教え願いたいのですが。博物館法の第4条3項に博物館に専門的職員として学芸員を置くというのは、御承知というか、御存じない方はいらっしゃらないわけではあります。この言い回しのこの「専門的」という「的」はどういう意味なのでしょう。実は私、これは30年ぐらい前から、疑問に思っていたところなんです。どなたかこの辺のところ、お教え願えればと思うんです。そうしますと、これによって第4項のこの中身も、表現も変わってくるのではないかと思ったりもするわけであり。よろしくお願ひいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。博物館法の歴史を詳しくお調べになっているオプザーバーの栗原さんから、その辺は御説明を頂くのが良いかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【栗原オブザーバー】 簡単に説明しますと、御案内のとおり、博物館法より先に社会教育法、図書館法が制定されているわけなのですが、もう一つ教育公務員特例法という法律があって、その中で「専門的教育職員」という文言が学校教員について規定されたんですね。同じく図書館法でも、司書については「専門的職員」であると。結局、こういう法律を作るというのは前例踏襲という形になるので、博物館法についても学芸員は「専門的職員」と規定されたと理解しています。それでは、「的」が入ることによって何かデメリットがあるのかということですが、実は13年前の法改正のときにも同じような議論があって、内閣法制局とも協議をしたことがあるのですが、「的」がなくなれば何か具体的に変わるのかというと、結局、意識面しか変わらない。

要するに行政上何か大きな障害があるとか、問題があるということであれば「的」を削ってもいいのかもしれないけれども、そういうことでないのであれば、そう簡単に法律というのは変えられないのだということで、残念ながら「的」を取る必然性について説明し切れなかったという経緯があります。結論から言うと「的」というのは、そんなに重要な意味はなくて、法令上、前例としてそういった言葉が使われたので、学芸員についてもそういう規定になったと理解しています。ですから、今回も仮に取るとなれば、司書とのバランスも考えなければなりませんし、また、取ることによってどういったメリットがあるのかというのをしっかり理論武装しないと、なかなか難しいと考えているところです。

【青木委員】 どうもありがとうございました。

【浜田座長】 では、続きまして小林委員、お願いできるでしょうか。

【小林委員】 いろいろとまた考えてしまったのですが、実は前に博物館士を佐々木さんが御提案いただいたときに、今の学芸員の大学でやっている授業の単位も含めて、それを博物館士ぐらいにしてもいいのではないかなと個人的には実は思っていました。それで、より館種に合わせるのか、あるいは先ほど竹迫さんもおっしゃっていたような、それぞれの専門性を別のところで深めていくようなところとか何か別の、それは民間でも何でもいいと思うのですが、資格認定を何かしていくという仕組みの方がいいのではないかなと個人的には少し思っていたんですね。それで、今の、先ほどの資料にあったこの大学で教えている科目数を減らして、もう少し現場と結びついた形でやる方がいいのではないかと思っていました。ずっとこの学芸員資格科目というのを担当してきた身ということなのですから。

ただ、先ほどの竹迫さんのお話を伺ったときに、総合的に博物館を運営していくというこ

とを考えたときに、最低限やっぱりいろいろなことを知っておく必要があるんだよなということを改めて思ったときに、つまり、それぞれの専門性に合わせて人を採るということがやっぱり難しい現状があるのであるとすると、やはり基礎的な部分で学芸員として学ばなければいけないこと、今のぐらい、教えておく必要はあるのかなということを思ったということなんですね。つまり、私自身、すごく揺れてしまったということがあるのですけれども、ただ、個人的には、もう少し今、これは佐々木さんがさっき初任者研修ということもおっしゃっていて、つまり、初任者研修をやらないと使い物にならないような人たちを大学は資格として与えているということだと思っんですよ、正直言って。

そのことは大変反省すべき点だなと個人的には思ったところがあって、そうだとするともう少し大学のあの科目とか、これは法レベルの話ではないと思っんですね。規則レベルの話を今してしまっていると思っんですけれども、実習の在り方とかをもう少し考え直していく、もう少し通年に合わせた、たしか今うちの学生が行っているのですけれども、国立映画アーカイブなどでは、1年を通じてインターンシップみたいなことをできるみたいになっていたりしますけれども、そういうようなもう少し資格科目と現場との上手に連携した形で、もう少し使い物になるような学生を育てていけないかなというのは少し思った次第です。すみません、まだ何か私の中で揺れているのですけれども、今日の御議論の中では、そんなことを考えました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

私も大変耳の痛い御発言で、頑張らないといけないと思っております。今の御発言の中で、竹迫委員の御意見に関していろいろ出ました。竹迫委員、何か御意見はございますか。

【竹迫委員】 大学で幅広く学んで入ってきてもらったとしても、館の実情はそれぞれに違いますから、館の中でどういう仕事をするかによって、また、状況は違ってくると思っます。だからこそ、大学の養成での単位が減ればいいと私は全然思っていなくて、きっちりできるだけ基礎的で包括的な勉強も積み上げてきていただいて、美術館、博物館に入ってきていただきたい。その基盤をもって、実際に仕事をしながら、館の実情も学んでいただくことが大切だと、私は思っます。更にその中でそれぞれの資質が、どういう専門性を発揮しているかということは、まだその先のことだと思っんですね。

何年か仕事をする中ですごくアーカイブに向いているという人がいれば、そういう力を研修等で高めていけばいいし、むしろマネジメントに向いているという人がいれば、学芸的

なことが分かっているながらマネジメントの方の勉強を更に積み重ねていける、それが法律で定められたところと、それから、更に館の中で仕事しながら育成していける力というのは、本当に現場、現場で求めていくものが異なると思うので、両方が高まっていくというか、深まっていくということがとてもとても重要で、そういうふうな視点で法律も作られていくとよいなと思います。

そのためには、先ほどご発言もありましたように、人とお金を担保できるかどうかということが大切だと思います。法律で制度的なことをどんなにうたったとしても、それが担保できない絵に描いた何かでは意味がないので、それも併せてやはりきちんと文化庁さん、国で考えていただかないといけな。理想は今言ったようなことだと私は思います。

【浜田座長】 そのほかになにか御意見をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。では、栗原さんどうぞ。

【栗原オブザーバー】 すみません。幾つか僭越ながらコメントさせていただきますけれども、最初に今日の文化庁さんからの資料 16 ページに、衝撃的な登録博物館でありながら学芸員がいないというデータですが、これは、具体名は出しますが、私も幾つかそういう館があるのを承知しており、調べたことがあります。全部がそうではないと思うのですが、例えば 1 つの町で複数の博物館があって、その 1 つの博物館には確かに学芸員は専属ではないのだけれども、役場やほかの博物館の学芸員が兼務をしているという説明でした。全然専門性が違う博物館なので言い訳にすぎないと思っているのですが、一応、そういう理屈で学芸員はいるということにはなっています。ただし、こういう調査になると、馬脚を現すことになるのだらうと思います。数字だけ見るとちょっとショッキングな話ではありますが。

それから、浜田座長の御提案のペーパー、僭越ながら幾つかコメントさせていただくと、まず、これから議論する社会教育士については、現場のニーズがそもそもあるのだろうかと思っています。現場というのは、学芸員養成課程で教えていらっしゃる先生方の御意見、これはひょっとしたら、全博協でこれから議論されるのかもしれませんが、それがどうお考えなのか。それから、そもそもこれから学芸員を目指そうとしている学生さんが、そういう資格や称号を求めているのか、ニーズがあるのかということも少し調べるといいうか、確認しておいた方がいいと思いました。

2 つ目の学芸員補については、今日データを頂きましたけれども、先般発言したとおり、これは 13 年前の法改正で司書補及び社会教育主事補と横串で刺すような制度になっている

ので、単位取得を必要としている司書補、それから、社会教育主事補については、どれくらい人数がいるのかという数字も出してもらえると、横のバランスを見ながら考えることができるかと思いました。文化庁の所管ではないかもしれませんが、そういう数字があれば、次回出していただくと有り難いと思います。

それから、研修制度については、佐久間委員からもありましたけれども、義務規定にしたのは山々で、実は13年前も義務づけるような形にできないか検討したのですが、結局、先ほど文化庁から説明があったように行政改革の流れの中で、規制を強化するような法改正は、よほど理屈がないとできない。それこそ生命、財産の自由を脅かすようなものであれば義務づけはできるけれども、なかなかそれはできないと諦めた経緯があります。時代が変わっているので今の行政の中で果たしてそういう義務づけというような見直しができるのかどうか、その辺は是非文化庁さんの方で確認していただきたい。審議会として、そういう提言をするのは大事だと思うのですが、果たして現実味があるのかどうかというのは、ある程度把握しておいた方がいいと思いました。

それから、最後に座長が言われた7番の最後のところで、それこそ前文もしくは1条、目的や定義を変えるとこの話になってくると、これはいわゆる一部改正ではなくて全部改正になってしまい大きな話になるので、文化庁、審議会も含めて、そこまでの覚悟があるのか。そうなってくれば当然、次期通常国会では難しいと思うのですが、それぐらいの覚悟を持ってやるのであれば、それなりの体制でやっていく必要があるかと思いました。私としてはそれぐらいの覚悟でやってほしいのですが、その辺のことも含めてまた今後議論が必要かと思いました。

以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

適切なアドバイスをいただけたかと思えます。事務局にも宿題が幾つか出されましたので、次回辺りに是非その辺を御提示いただけたらと思えます。

では、続きましてオブザーバーの芳賀先生からお願いできるでしょうか。

【芳賀オブザーバー】 大学にいる者として学芸員の教育に関して一言申し上げると、安倍首相時代からだと思いますが、特に2015年の「6.8通知」にみるように高等教育においては、社会的要請の高いこと、非常に実践的なことが求められるようになりました。経済学部では弥生会計ソフトを教えろ、法学部では憲法、刑法ではなく、道路交通法、大型第二種免許を教えろだの、極論ですけれども、実践力のみ重視のそういった意見も出ていました。そ

れには反対いたします。単純に言ったら、大学ではあくまで理想を教える。それでいいかと思えます。その上で、企業もそうですが、現場に行ってやっぱり最初の何年かでオン・ザ・ジョブ・トレーニングをする。それが一番理想かと思えます。ただし、今は企業と同様に博物館も全体的に体力がなくなっているのはたしかだと思えますが、そういうことは公的に支えるべきだと思います。

それともう一つだけ、最初の方に栗原先生がおっしゃっていましたが、館種ごとのいろいろな意見を聞くことは是非この委員会でやっていただきたいと思えます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。貴重なアドバイス、ありがとうございます。

それでは、続きまして、小佐野先生からお願いいたします。

【小佐野オブザーバー】 小佐野ですが、すみません、10時40分から参加しましたので、その前の議論は聞いておりません。半田さんが先ほど、今日、最初に半田さんの、この前のシンポジウムのまとめを説明されたのではないかと思うのですが、あの説明を読む限り、各種、いろいろな館種から出てきた中で、要するに学芸員の階層化に全体的には否定的というような形で書かれておりましたが、先ほどの説明では少し補足されておまして、少しは理解できましたが、どうも私たちの提言の4の最後のところは皆さんお読みであるのでしょうか、提言の3の(2)、そこで学芸員の高度化とか、学芸員を研究者に認定とか、そういうことをまとめて書いているわけですね。

その中で今日の議論に出てくるお話、例えば館種別から出てきたコンサバターとか、エデュケーターとか、いろいろなものを養成する必要があるという、それもちゃんと書き込んでおります。その中で重要なものは、私たちはハブ組織のことをもう既に考えておりましたから、例えばコンサバター、要するに修復家や何か、小さな美術館で持てるわけないわけですから、大きな基幹になるような博物館が持って、それも共有して、要するにネットワークでやっていくというようなことまで書き込んでおまして、その専門性についても、実は一種の学芸員を置きながら、その中に大きい館であれば、要するに専門性を非常に重視した、特化というんですか、中での分担とか、こういうことも可能ではないかということも書いております。

ただ、これはあくまでも大きい館について言えることでありますから、今日の議論にありましたように、総合的に学芸員としての養成をするということがやっぱり一番基本ではないかと考えておりますので、今日の浜田座長からの御意見、佐久間さんからの意見、よく

分かっております。

以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま 3 名のオブザーバーからコメントを頂きましたが、それらを踏まえまして何かプラスで御意見のある方がいらっしゃいましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

では、半田委員、どうぞ。

【半田委員】 1 つ補足で、1 つ PR をさせていただきます。小林さんから先に御質問いただいた登録／認証制度のメリットの問題ですが、社会教育調査を見てみますと、約 5,700 の博物館の中で一番数の多い館種は歴史博物館で、続いて多いのが美術館です。その歴史博物館と美術館を、その中でどういう割合で登録か相当になっているのかという割合をみていくと、歴史博物館は登録相当が 470 で、類似が 2,858 です。

一方の美術館は、登録相当が 453 館であるのに対して、類似は 616 です。何が言いたいかというと、歴史は類似率がすごい高いんですよ。ということは、裏を返してみると、登録相当になるメリットを歴史はさほど感じていなくて、美術はある程度感じているというように見えるんですね。では、美術館が感じている登録相当になるメリットというのは何なのか。逆に歴史博物館が登録相当になるデメリットも含めて意味がないと思っている部分というのは何なのかというのは、少し突き詰めてみる必要があると思った次第です。

それともう一つは、法の前文を作りたいというのは、私も少し申し上げてきましたが、栗原さんに言わせると結構ハードルが高いという話なんですけれども、法律的に前文が無理なら、やはり 1 条と 2 条は根本的に見直すべきだと私は思っています。その中に ICOM の定義の検討も含めて、どういう書き込みが必要かを議論すべきだなと思っています。その関係での PR です。明日の午後、ICOM の国際博物館の日の記念のシンポジウムがあります。コロナ禍以降の博物館の在り方や、ICOM の博物館定義についても栗原さんから報告を頂く予定になっております。日博協の事務局にお問い合わせいただければ、まだお申し込みいただけますので、是非御参加いただければと思います。

以上です。

【浜田座長】 そろそろ会議の時間も迫ってまいりましたが、そのほか、これだけはどうしてもという御発言があるという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

では、小佐野先生、どうぞ。

【小佐野オブザーバー】 今の半田さんの発言に追加なのですが、やはり私も第 1 条の抜

本的な改正が必要だと思えます。その中に例えば博物館資料という名称で、個別に館種の違う館種を並べるような、そういうことをしていただくと、この前のシンポジウムでいろいろ御意見がございましたが、その点もある程度クリアにできるのではないかと考えております。それだけです。

【浜田座長】 ありがとうございます。

そのほかに何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。ほぼ時間になりましたので、本日の論議は以上にしたと思います。委員の皆様におかれましては、これまでと同様に次回のワーキンググループまでに今日の議論をもう一度振り返っていただきまして、御意見のある方は随時メール等で事務局に御意見をお送りいただければと思います。

では、最後に事務局から今後の予定等について御説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。今後の予定ですけれども、皆様からたくさん御意見を頂いたとおり、おおむね制度の方向性についての議論は一巡させていただきましたので、ここで一区切りとさせていただきます。今後はヒアリング等を行って様々に意見を伺うとともに、塩瀬委員からも御指摘のあったデータに基づいたシミュレーションとか、その辺りも今後やっていきたいと考えてございます。

具体的な日程は今後事務局から御連絡させていただきますけれども、その前に今月下旬に親部会、博物館部会を予定しております。今年度1回目ということで、新任の委員の方もいらっしゃいますので、ここで今日いろいろと御指摘いただいた1条なのか、前文なのか分かりませんが、博物館とはどうあるべき、この改正が目指す博物館とは何なのかというところについても議論していただきたいと考えております。

以上です。

【浜田座長】 それでは、これで第5回のワーキンググループを閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —